

公表日：2025年8月5日

	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	65.9%
正社員	85.7%
パート・有期社員	73.6%

対象期間：令和6年事業年度（令和6年3月21日から令和7年3月20日まで）

賃金：基本給、各種手当、超過労働に対する報酬、賞与等を含み、退職手当を除く

正社員：職員・社員

パート・有期社員：パートタイマー、契約社員、嘱託社員を含み、派遣社員を除く